

一九二〇年代農政指導の検討（五）

——産業組合中央会会頭志村源太郎をとおして——

森 邊 成 一

はじめに

一 財閥ブルジョアジー——農業団体指導者

〔補論〕 二〇年代農業関係諸団体の展開と志村（以上 十四卷二号）

二 二〇年代農政の政策決定過程と志村源太郎

——食糧政策を中心に——

（一）第一次大戦期の米価政策と農業倉庫案（以上 十六卷三号）

（二）第一次大戦後の食糧政策と「財界整理地均し」（以上 十七卷一号）

（三）米穀法改正問題と志村源太郎

① 米穀法制定と原敬の農政指導（以上 十七卷四号）

② 米穀法改正と志村源太郎（以上 本号十八卷一号）

三 志村源太郎の農政構想と政党政治（以下名古屋大学『法政論集』一五四号 山田公平教授退官記念論文集
むすび

（3）米穀法改正問題と志村源太郎

（承前）

② 米穀法改正と志村源太郎

前項に於いては、原内閣の下で体系的・制度的に成立した二〇年代食糧政策うちから、米穀法の成立過程を、原敬

の農政指導とともに検討した。そして、最後に、その米穀法に対する志村源太郎の批判的見地をも指摘し、二〇年代食糧政策の今後の修正過程を示唆しておいた。こうした食糧政策の修正過程に於いて、志村の農政構想と農政指導は、政党政治の成立と結びついて、本格的に展開していくこととなる。

ところで、成立をみた米穀法の運用とその変質は、大豆生田によって以下のように明らかにされている。即ち、二〇年代前期においては、米穀法は、主として同法第二条の関税操作¹¹輸入税免除による外米輸入の円滑¹²米価騰貴抑制策として機能させられ、これに対して二〇年代後期に於いては、第一条の発動による米の買上が頻繁化し、第二条は輸入税賦課による輸入制限措置として用いられ、両者あいまってもっぱら米価維持のために運用された。これにより米穀法は、この時期から、「小農保護的」米価維持策として、機能させられるようになった。¹³こうした米穀法運用の変化は、本稿の視角からいえば、志村の生産者¹⁴自作農保護と産業組合育成という政策志向と、合致するものであったといえる。この点を明らかにすることがここでの課題である。

その際、こうした米穀法の運用の変化およびそれに付随する同法改正(二五年、三二年等)の検討を通じて以下のことをも、明らかにしたい。すなわち、そうした過程は、既に米穀法制定時の政党間対立に萌芽をもっていたこと。さらにそれが、帝国内の食糧生産をめぐる状況変化に促進され、米穀法運用に対し諸勢力から不満・批判が投げかけられ、政府・政党によるそうした批判・不満への対応を通して、実現されたこと、これである。もとより、こうした過程は、外ならぬ政党政治成り立期に於ける政治過程の農政上の一面面であり、政治史的視角から、以上の点を明らかにしたいと思う。

(一)

さて、原内閣は、米穀法成立をうけ、その運用実施の体制を成立させた。同内閣は、米穀法を所管する米穀局を五

月農商務省内に設置、また同法運用の諮問に与る「米穀委員会官制」を同月公布した。米穀委員会は、農商務大臣を「会長」として以下、二一名の委員から成り、その内訳は、大臣および各省官僚七名、貴衆両院議員六名、民間資本家四名など、大蔵・農商務関係の官僚・官僚OBおよび大資本家の比率が圧倒的に高かった。そして、農業関係者ではわずかに帝国農会副会長の矢作と産業組合中央会会頭の志村を数えるのみであった。⁽³⁾ こうした構成は、実は、米穀委員会の実質的運営にあたる米穀局の構成に対応するものであった。米穀局、特に米穀法運用にあたる業務・調査・經理の三課は、商工政策・消費者政策を重視し、低米価を志向する農商務省内の商工系官僚によつて主導されていた。⁽⁴⁾ そこから商工系官僚が同会幹事として米穀委員会に派遣されていたのである。⁽⁵⁾

したがつて、農商務省原案により、米穀委員会への諮問を経て実施された、第一回米穀買入計画百万石は、「買上価格低廉に過ぎ」、⁽⁷⁾ 買い上げ申込は、三五万八千石にとどまった。買い上げ価格の設定は、米穀法への貴族院修正、すなわち「時価に準拠」によつて法的に拘束されていた。⁽⁸⁾ そうした法的制限は、むしろ商工政策重視の低米価を志向する米穀局官僚と米穀委員会委員にとつては、準拠するにふさわしい基準といえた。さらに、政府は、帝国農会の要求するより高価格での第二回米穀買入に、⁽⁹⁾ 応じることはなかった。米穀法の運用は、初発から商工行政優位のうちに、ブルジョアの利害を支持する行政および諮問委員会により進められたといえる。

しかしながら、こうした運用の中には、ブルジョア利害優位のうちに、産業組合保護育成という観点があり、しっかりと織り込まれていた。米穀法による政府の米穀買入にあたっては、政府は、産業組合および農業倉庫の申込を一般の申込に優先するとしていた。⁽¹⁰⁾ この点は、議會審議に於いても政府当局により明言されていたことである。⁽¹¹⁾ 米穀法は、立案時から、したがつて運用当初から、米価高騰抑制とともに、低米価の中での生産者保護という観点に立ち、産業組合の農業倉庫保護奨励という政策的観点をビルトインしていたのである。

ところで、翌二二年、農業・農村をめぐる状況は、一段と困難を増すこととなる。小作争議は、前年始めて一千件を超え一六八〇件に達するという激増を示していた。しかも、七月に四〇円台を記録していた米価（これが、二〇年反動恐慌以後、前述の如き我国の国際的物価割高是正財界整理地均しが論じられた、農業面からの一根拠である）は、政府が米穀関税を免除し外米輸入を促進したことで、二二年産米の豊作見通しから、九月以降暴落に転じた。年末から翌二三年初頭に至って、米価は二七円台に低迷する。このような小作争議の激増と米価暴落の中で開会された第四六議會（二二年二月召集）は、それ故、農村振興問題が大きな争点となって浮上してくる。

原没後、政権を引き継いだ高橋内閣は、高橋・山本の反目を含む政友会の内紛によって内閣改造に失敗し、総辞職した。そして、加藤友三郎（海軍大将）中間非政党内閣が、二二年六月成立する。この内閣は、四六議會に、義務教育費国庫負担金三千万円増額（市町村への小学校教員給与の補助金交付）の法改正や小作調停法を提出、前者を成立せしめた（後者は衆議院審議未了廃案）。また、前者にかかわって、農民負担軽減をめぐる地租軽減（憲政会）か地租委譲（政友会）かという政党間対立が提起された。また、政策体系としては未整備ではあるが、農業政策を網羅的に列挙した、「農村振興に関する建議案」が、政友会および憲政会からそれぞれ提出された。さらに、政友会は、産業組合中央会および政府部内で立案が進んでいた産業組合中央金庫法案を議員立法として提出し、成立させた。また、旧国民党と憲政会脱党議員等から成立した革新倶楽部は、農業組合法案・小作保険法案・米穀法中改正法律案などを提出し（いずれも衆議院審議未了廃案）た。庚申倶楽部の小菅は前議会に引き続き「米穀専売法制定に関する建議案」を提出し、超党派議員有志は「農業倉庫普及充実に関する建議案」を提出した。こうして、四六議會にはあわせて一五前後の農業関連法律案や建議案が入り乱れ提出されることとなった。¹²⁾ 農業・農村問題の深刻化と、原没後の政局の流動化の中で、議會諸政党は、選挙法改正による政治参加の下降＝自小作下層への選挙権拡大を視野に入れつつ、農民の支持をめぐつ

て新たな農政の模索を繰り広げていたのである。しかし、模索の内に示された、建議や法案の多様性は、同時に新たな農政の方向づけをめぐる、諸政党が確固たる農政構想¹¹農業政策を築けないでいたことをも示していた。

提案された建議・法案のほとんど、特に米穀法にかかわるものは全て、「農村振興に関する建議案外」の委員会に附議された。この点、憲政会は、「米穀法運用に関する建議案」を提出する。これは、「政府は米穀の生産に関する諸経費等を調査斟酌して毎年其標準価格を公定」¹²することを求めたものでり、憲政会の荒川五郎によれば、生産費にもとづく「最低価格の保障」¹⁴をもとめるものであった。政友会は、四四議会で政府与党として米穀法を通過させたばかりであったから、米穀法の改正は提起できなかつた。吉植、松山常次郎、小川平吉らの政友会議員は、それぞれに量の調節を通じて価格の調節を行うことを求め、小川はそれを「運用の妙」¹⁶であると指摘した。もつとも、こうした政友会の態度は、後に、憲政会田中萬逸により、「原、高橋両内閣の前後四カ年に亘つて政権を掌握し居た間に、何故に之「法の運用による価格調節」¹⁷を実行せなかつたかを怪しまざるを得ない」と揶揄されることとなる。とはいえ、憲政会自身も、法案提出ではなく建議案の提出しかできなかつたところに、未だ米穀法改正に対する具体的「成案」¹⁸をもち得ないであることを示していた。

また、憲政会の内紛¹¹非政友合同運動から憲政会を脱党し、革新倶楽部の成立に参加した齊藤宇一郎は、米穀法中改正法律案を提出していた。それは、「価格調節」の明記を求めるなど、四四議案提出の憲政会案と同一のものであった。齊藤は改正案を説明して、「米の値段は」、「出来秋からして一月、二月頃に於て最も低落するのでありまして、而して此時期が所謂生産者、而も小農者が米を捌かなければならない時期である」、「此時期を失つて、さうして後れて米を買ふと云ふことは、農業経済、殊に小農者の経済から申しますと云ふと、其効果が甚だ薄いことになるのであります」と述べる。齊藤は、二月に前年の米の実収高が判明するのを待つて米供給量の過不足を確定し、その数量を調

節するため米の買い上げを行うのでは、年間の米価変動の中で最も米価の低落する時期に米を売却しなければならぬ「生産農民」¹⁹。「小農」は、米穀法の恩恵に与らないと現行米穀法を批判した。斉藤は、二一、二二年と新米出回りにのみ米価が暴落したことをふまえ、「価格調節」を入れることで、生産農民が専ら米を売却する出来秋に、米価を基準とした米穀法の発動を求めたのである。これは、帝国議会に於いて始めて示された、米穀法を何ほどか「小農保護的」なものへと修正しようという、最初の試みであった。

また、庚申倶楽部の小菅議員は、米穀専売案をこの議会にも提出した。この案は、米穀の全流通量を国家が管理するというラジカルな解決案であった。それだけに、政府委員岡本農務局長は、専売案は「実行上殆ど不可能」として、とりあわなかつた。¹⁹

結局、四六議会は、憲政会、政友会それぞれが独自に提出した建議案と革新倶楽部などの提出にかかる諸法律案のほとんどを網羅するかたちで、「農村振興に関する建議案」を新たに再構成し、それを可決した。²⁰可決された建議案は、農務省の設置「商工省分離」と、「臨時調査会」設置による「根本的及応急的の政策」の調査および実行を求めるものであった。建議案は、臨時調査会の調査事項を十一項目にわたり列挙していた。その第一項目は、「米穀法の運用を完了して米の需給の調節を図り同時に其の価格の調節に違算なきを期すること」というものであった。米穀法運用をめぐる諸政党の不满は、結局、調査会審議に、その解決を委ねられた。政友会は、四四議会で与党として数量調節の米穀法を成立させた過去に縛られており、憲政会から革新倶楽部に移った斉藤が旧憲政会案を法案として提出し、憲政会には革新倶楽部案に代わる具体的な改正案がなかった。政友・憲政の二大政党が手詰まりの中で、米穀法改正問題は、「法制定以来日尚ほ浅い」²⁰ことを口実に、改正を審議する調査会設置を求める建議案の可決により、解決を先送りされたのである。

また、それに並行して、同特別委員会は、超党派議員提出による「農業倉庫普及充実に関する建議案」を、別途独立して可決している。これは、農業倉庫建設費への「補助金の増率」²³を求めるものであり、農商務官僚もまた、積算単価引き上げによる、農業倉庫建設費の「実際四割」²³補助を、大蔵省に要求していたものであった。

以上、先送りされたとはいえ、四六議会に示された様々な農村振興案の中から、「小農保護的」な方向への米穀法運用²⁴同法改正の提起が現れるに至った。それは同時に、そうした方向での政策展開を可能ならしめる物的前提、すなわち農業倉庫の建設促進の建議をも伴っていた。早くも二三年には、「小農保護的」志向をもった米穀法改正と、農業倉庫²⁵兼営主体の産業組合保護育成が、帝国議会議壇上に現れていたのである。

尚、加藤内閣は、諸案の審議中の二月、米百万石買い上げを発表・実施している²⁵。しかし、ここでも、前回同様、米価が上昇に向かう趨勢の下で、政府の告示した買上価格三一円は、時価に規定された低いものであった。したがって、政府は二十二万二千石の買い上げしか行うことができなかった。実際、四月以降、米価は高騰し続けた。この高騰は、二三年、二四年の不作により、二四年端境期に於ける四〇円、二五年端境期に於ける四五円突破という、米騒動後原内閣期の米価水準にまで高進する。急落と急騰を二年ばかりの間に繰り返し、とりわけ新米出回り時に、米価急落は著しかった。ちょうど、その時期に、米を売却せざるを得なかった生産農民の不満は高まるものと考えられた。それが、斉藤の米穀法改正案に反映され帝国議会議会において表出されたのである。今や一年間の米価変動の平準化と高米価対策をはかること、これが米穀法改正の焦点となりつつあった。

(二)

しかし、二三年八月加藤友三郎首相の病没、しかも、後継第二次山本権兵衛内閣の組閣中に関東大震災が発生し、震災善後策に新内閣は忙殺されていく。そうした中、虎ノ門事件（摂政皇太子狙撃事件）が勃発、翌二四年一月同内閣

は引責辞任した。こうした政局の変転の中で、閣員より衆議院議員を排除する貴族院内閣として清浦内閣が成立する。この清浦内閣成立の結果、同内閣への対応をめぐり、高橋内閣以来内紛が続いてきた政友会は、分裂する。原内閣下で農政をめぐりことごとく対立した山本達雄と、他の政友会脱党組は政友本党を結成し、清浦内閣の与党に回った。高橋ら幹部派政友会残存組は、憲政会及び革新倶楽部とともに護憲三派を結成する。護憲三派は、清浦内閣を非立憲特権内閣と攻撃、男子普通選挙の実現を標榜した。この過程で、これまで実現の機会を見なかつた米穀法改正が、いよいよ政府によって取り上げられる機会が生じた。

清浦内閣は、蔵相勝田主計の指導の下、内閣の諮問機関として二三年一月帝国経済会議を設置、金融・貿易・農業・工業・社会・拓殖・交通の七部会を置き、戦後経済「反動」後の「経済上の国策」²⁶樹立を求めた。そのうち本稿の主題にかかわる農業部については、第三号諮問「小作制度改善に関する方策如何」と第四号諮問「農村振興に関する方策如何」²⁷が問われた。前者は小作制度調査委員会審議を引き継ぐものであったが、結局これは審議未了に終わる。後者は、「説明」に曰く、「第四六議會に於ては衆議院より各政党一致の建議を見たる所なるを以て之が為の諸方策に關し」²⁷同會議の意見を求めたものであった。内閣閣僚からは衆議院議員・政党を排除しつつも、清浦内閣は、農業政策の遂行にあたって、衆議院によって表明された調査会設置要求の実現を図り、「建議」に列挙された農政課題の具体化・政策化を図ろうとしていた。五月には、任期満了による衆議院総選挙が予定されており、清浦内閣は、貴族院内閣とされるが故に、衆議院の要求とそこに反映された国民世論を、政策的に吸収し、なにほどこか、内閣と与党政友本党に有利な選挙戦をたたかおうとしていたのである。

そうした帝国経済会議は、政府官僚が幹事案を提出せず、委員の意見に従って運営するという異例の方針をとった。²⁸これは、原敬内閣とは違って、清浦内閣が、四六議會における議會諸政党と同様に、農政上の明確な政策構想をもち

得なかつたことを示すものであつた。帝国經濟會議の農業部会は、互選の結果、志村源太郎を部長に選び、志村部長の下に特別委員会を設置、第三号・第四号諮問の検討を行う。特に、志村も参加する第三号諮問の特別委員会は、調査項目を(1)農務省の独立(2)農家負担の軽減(3)農産物価格に関する政策に絞り込み、その具体化を矢作等三名の小委員の答申案起草に委ねた。²⁹結局この小委員会の答申原案が、字句や配列の修正をうけ、六月一日總會で決定される。その内容は、上記の三点にわたっているが、本稿の主題である「農産物の価格に関する政策」については、米穀法の改訂を提起していた。すなわち、①米穀法は価格の調節も目的とする②米穀の最低最高価格を決定③端境期迄に輸入を許可すべき外米数量の決定④米穀委員会の委員数減少・生産者消費者代表を選任⑤米穀委員会の審議決定事項の明確化（前記②③など）⑥米穀法第二条（勅令による輸入税軽減免除規定）の削除⑦関稅定率法改正（米関稅百斤一円を品質に依り一円ないし二円へ・小麦は一円五十錢へ引き上げ）であり、このように決定された。³⁰

こうした特別委員会の審議の過程では、米穀法改訂の①価格調節をめぐり、帝国農會副會長の矢作が、生産費確保を重視した最低価格に米価公定を強く主張していた。しかし、川久保食糧局長は、「公正なる価格を決定することは難しかろうと思う」として、価格公定に踏み込むことには消極的態度を示し続けた。志村も、厳格なものが設定できないなら、「例へば前三年の平均と云ふものを基準として、それから上下一二割の範囲を許すものとする」、「それより上り若くは下つた時に米穀法の運用が始まることに仮に定める」というような、後の率勢米価に通じる米穀法発動基準の設定を求めた。しかし、川久保は、これにも「尚漠然過ぎはせぬか」と難色を示した。³¹

また、矢作は、当初植足地移入米関稅復活を主張していたが、最終的には、⑥輸入税減免規定の削除と、温帯米（カリフォルニア米等）への⑦米穀関稅引き上げ（二円）とを求めた。横井時敬も⑥の削除とともに、現行米穀関稅が日露戦後の低米価時に設定された（当時從價一割が物価騰貴により一割水準に相對的に低下）ことを理由に、⑦米穀関稅引き

上げを求め、両者相俟つて関税障壁の引き上げ固定化を求めていた。³²⁾ しかし、志村は、「外米の輸入税も上げる〔⑦〕、それから減免に関する色々な規定も削除してしまう〔⑥〕」、これは要するに外米の輸入を「歓迎しないと云ふ態度」だが、「近年必ず二百万石近くの外米を輸入して消費を充たして居るに拘らずそう云ふやうな態度」でよいかと、米穀法第二条の削除案に対し疑義を提出した。この点では川久保食糧局長も内地の生産だけでは充たされない以上「朝鮮台湾の移入米及び外米に依つて補充」³³⁾は必要としていた。しかし、委員会は、衆議院の農政議員や系統農会関係者が多数を占め、結局、矢作らの原案がほぼそのまま容認されたのである。

尚、小委員会原案には、「朝鮮の地税及台湾の地租と内地の地租との均衡を図ること」という項目があつた。³⁴⁾ これは、「朝鮮や台湾と同じやうに此〔内地の〕方を下げる方が至当」という横井の発言もあつて、答申案中「第一農家負担の軽減」の項を前提として削除された。「農民負担の軽減の要求」には、直接的な減税の要求であることと並んで、内地農民の公租公課負担の軽減をはかり、その軽減分の生産費を圧縮することで、朝鮮台湾植民地米との価格競争力を内地米に与えようという意図も含まれていたのである。

全体として、帝国経済会議の農業政策策定は、矢作・横井ら帝国農会的・地主的立場を強く反映するものとなつた。志村は部長として、そうした立場からする提案にある程度の抵抗を示し、また農商務省官僚もそうした立場からする米穀法改訂案には消極的態度をとつた。しかし、志村は、いずれ清浦内閣は短命な過渡的内閣に終わるとみて、矢作・横井らと厳しく対決することを回避していた。

結局、清浦内閣は、二四「大正一三」年一月末に議會を解散し、五月には総選挙を実施する。総選挙は、護憲三派が与党政友本党に圧勝し(憲政会一五一、政友会一〇五、革新俱樂部三〇、政友本党一〇九議席)、同内閣は総辞職せざるを得なかつた。かくして、明確な政策的輪郭を整えるに至つた米穀法改正Ⅱ価格調節問題は、成立した政党政治体制の下

で、政党政治を支える「農村振興策」としての意義をもって論じられることになる。

(三)

政党政治確立の起点に立つ護憲三派内閣は、加藤高明首相の下、「三大政綱」——普選実施・綱紀肅正・行財政整理を掲げ、政党政治による新政策を展開しようとした。農政分野では、まず、商工業それ自体の発展にもとづく必要と農業利益の要求に依えて、農商務省の分離改組——商工省・農林省設置を、また激増する小作争議に対しては、未成立に終わった小作調停法の成立・実施を、そして、行財政整理の一環としての農村減税を掲げていた。しかし、他の農業諸政策については、いまだ明確なプランを持ち得ないでいた。

こうした三派内閣の下で、農商務省内の石黒忠篤ら農本主義官僚は、精力的に小作立法の策定に取り組み、同時に省内に産業組合課を設置し、本格的な産業組合政策の立案遂行を準備しようとしていた。また、この時期の志村源太郎は、護憲三派内閣のすすめる、大蔵省預金部や日銀の改革に、積極的に参加していた。さらに、志村は、中央会会頭として、二五年、産業組合法公布二五周年記念「産業組合振興刷新運動」を展開した。それは、家庭雑誌『家の光』創刊などの啓蒙・普及活動や、中央（農林省）——地方（府県）産業組合課と協力した、地方産業組合の系統的強化・育成運動であった。加えて、志村は、二四年、蚕糸業同業組合中央会会長に選任された。こうして、農業関係諸団体の中で、志村が確固たる地位を占めるようになり、政党政治確立、とりわけ三菱財閥の閥閥に連なる加藤高明首班内閣の成立により、三菱系の財閥ブルジョアジーたる志村の農政指導は、ますます強力に発揮される。

成立した加藤護憲三派内閣が、初めて臨んだ第四九議會（二四年六月召集）には、与党三派提出にかかる「農村振興に関する建議案」が提出された。ここでは、四六議會の建議と同様に、①農務省の独立②農家負担の軽減③米穀法及び関稅定率法の改正④自作農の維持及び創定⑤農業金融の充實⑥農業倉庫の普及及び充實⑦農業教育の改善⑧義務

教育費国庫負担の増額が、要求されていた。³⁶ 清浦内閣の設置した帝国経済会議の答申は、三派建議案の冒頭三項目に掲げられていた。というのもその答申は、四六議會に於ける衆議院の建議³⁷要求を反映したものだからである。

これに対して、野党政友本党も、同名の建議案を提出したが、三派の前に否決された。³⁷ 同議會は、懸案の小作調停法を成立させたが、与野党の政策は、建議案提出にとどまり、その具体化と諸政策の実施は、来るべき五〇議會に委ねられた。

第五〇議會(二四年二月召集)は、与党三派の真価が問われた議會であった。与党三派が結束して主張してきた男子普通選挙法が提案され、可決されたからである。加えて、農政の分野でも、四六議會以降、建議という形で表明されてきた要求の具体化、実施が進められた。憲政会は、既に八月、三派内閣の農商務相高橋に対し、四九議會での建議の①④を「来る可き通常議會に実行せられんことを希望」³⁸していた。他方、一〇月帝国農会は、總會にて、帝国経済會議答申ほほそのままの「米穀法改正並に米穀に関する関稅定率法改正に関する建議」³⁹を決議、自作農維持創設などの建議と並んで政府に実行を求めていた。五〇議會会期中の二四年一月、系統農会の農政運動は、全国農政大会を開催し、①農林省の独立②義務教育費国庫負担の増額③米穀法の改正④米及び小麦の関稅改正⑤自作農維持創設を要求した。系統農会の農政運動は、議會開会中の常設実行委員会の設置、各政党への陳情、そして各県選出代議士への督励を決議し、要求実現に向けての圧力活動を展開した。⁴⁰

米穀法改正をめぐる、政党政治の農政が展開しようとする中で、志村源太郎は、いよいよ前面に出て、評議員を兼任する帝国農会の機関誌『帝国農會報』誌上に登場し、米穀法の改正を訴えた。志村は、「元來米穀の生産高が判明するのは一、二月の頃で従來の米穀法に従へば、それ以前に數量の調節は不可能であり、したがって我邦の重要な部分を占める中、小農が各種の費用を償なすが為に其生産したる米を売る時期に於て米価は一時に暴落し、大農が米を

「売る時期に政府が米の買上をする為に米価が騰貴する」という「不公平が起こり勝ち」として、その是正を求めた。数量調節を目的とする以上、生産高確定前の米穀法の発動は不可能であった。そこで、価格調節をも目的とすることで、生産高確定前の新米出回り期に米価低落時に、米の買い上げを行い、同時期に米の売却を行わざるを得ない中小農を保護せよというのである。志村は、その際、さらに進めて、「生産費に相当したる標準価格なるものが出来てこそ始めて価格の調節も行はれる」と主張する。「先年来私は政府及び帝国農会に向かつて米の生産費調査を促してきた、その結果得られるであろう生産費をもとに標準価格を設定し、「米穀法の発動」の基準たらしめよというのである。この生産費による価格公定は、矢作など帝国農会のイデオログが、米穀法制定時よりしばしば繰り返して主張してきたことであつたが、米穀法の発動の目的を生産者の保護に絞り、新米出回り期の価格維持を米穀法に求めた志村の見解は、帝国農会の中では、従来にないものであつた。

こうした、政府与党や帝国農会の米穀法改正の要求を受けて、加藤高明内閣は、懸案の米穀法改正に着手し、二月、米穀法中改正法律案を提出、第一条、「米穀の需給」を「米穀の数量又は市価」と改め、「市価」調節をも米穀法の目的とするよう改正を図つた。⁴³ その際、立法過程に於いて、この改正を主導したのは、農商務大臣高橋是清であつた。高橋は、「それはもう、始めから」、「米穀の需給調節ということは数量の調節じやない。価格の調節がおもなんだ」という信念に立っていた。この点、同法改正の底流に、原内閣期の閣内対立が伏在していたことは、三土農商務政務次官が、改正法律案の貴族院審議で暴露するところであつた。三土は、当時、蔵相であつた高橋の「価格主義」と農商務相だつた山本達雄の「数量主義」が対立し、高橋が三土らの説得で折れたと証言した。⁴⁴ 高橋は、かつて山本の前に否定された「価格主義」の信念に立って、今次の改正を進めようとしていたのである。

高橋は、まず、農林官僚に対して、「『価格』という字を「法文に」入れるということにきまつてから」改正案を手渡

した。それは、「需給の調節ということでは分量のことだ」として、数量調節の線をかたくなに守ろうとする農林官僚への、高橋の不信の表現であった。受け取った農林官僚石黒忠篤は「実に困りました」と回想した。農林官僚は、米穀法を改正し、市価調節へと踏み込むことに反対していた。しかも、反対は与党内にもあった。石黒は、「それ〔米穀法改正〕市価調節」は民政「憲政会」の方は、頭株は剩り賛成しない。ゴテゴテやりまして、しかし、高橋さんが押されて通った⁽⁴⁵⁾と証言している。米穀法改正は、当時の憲政会(後に民政党)の幹部間にも、賛成しかねる空気があり、それを高橋が押し切ったのである。高橋が押し切れたのは、憲政会にも、米穀法成立時に「価格」調節挿入という修正案を提出したという過去の経緯があり、また党内議員の改正支持も存在し、高橋に真正面から反対する事は困難だったからであろう。しかし、なによりまして、今回の改正案自体が、憲政会幹部にとつても妥協可能な内容だった。

というのも、今次改正の「市価調節」は、高橋が原内閣期に標榜した「価格公定論」|| 最高最低価格設定とそれに準拠した米穀の無限買入・無限売出の実現ではなかったからである。高橋自身、野党政友本党の吉植庄一郎の質問に答えて、「生産費用、又消費の高、残存米の高、生産高、毎年の作柄などを詳細に知り得るところの統計を作る機関がなければ、最高最低の価格を公定すると云ふことは到底出来ない」として、⁽⁴⁶⁾その不可能を主張した。公定された最高最低価格がなければ、それに依拠した米穀の無限買入・売出もありえない。かつて憲政会の浜口は、そうした価格公定と無限買入を理想としつつも、それには膨大な財政支出が伴うものとして反対していた。緊縮財政を標榜する憲政会としても、高橋の進める今次修正が、価格公定||無限買入にまで進まないのであれば、それを支持することができた。

それでは、「市価調節」とは具体的には、どのような価格調節をめざすものであろうか。農商務政務次官三土忠造は、その意図を以下のように説明する。「中農以下の売払ふ時期を狙って、其価格を維持せしめる」⁽⁴⁷⁾、あるいは、「先ず、

新米の出回り期に多く買ひ、そうして端境期に近くなつた場合に多く売る」、それが「主として中以下の生産者を保護し、又端境期に近い時分に於て余り高い相場が出来ぬやうにして消費者を益する、端境期近くに多く持つて居る者は大地主でありますから、是等の人は多少我慢して貰つても宜しいと、斯う考へて居ります」と。⁽⁴⁸⁾この三土の考え方、とりわけ「中以下の生産者保護」という政策目標の設定は、志村の「価格調節」論にまったくさうものであつた。とはいへ、それは、志村のいふような生産費確保などの具体的な価格維持目標を設定するものではなかつた。それは、あくまでも、時価に準拠しながら、年間の新米出回り期と端境期との米価変動を平準化することを通じて、そうした政策目標を達成しようとするものであつた。いづれにせよ、今や、政府の米穀法発動は、「大地主」を犠牲にして生産者を保護するという政策的な狙いを明示するに至つたのである。

米穀法改正は、建議の提出により米穀法運用の改善を求めていた衆議院を通過し、貴族院も今次改正を支持した。しかし、貴族院では、「政府は之が実行に際し十分慎重なる注意を取られむことを望む」という付帯決議を採択している。それは、「政党は農家の御機嫌を取つて困る」という批判が存在していたからである。この点、大阪朝日新聞は、米穀法がこれまで「数量調節」で運用されて来たが故に、「政党者流が米穀法を悪用する弊を防ぐことが出来た」、しかるに、「わざわざその規定を改正して、価格調節の文句を入れやうとする高橋蔵相の真意は甚だ疑わしい」と指摘し、「殊に今期議会で普選案の可決が明瞭となつた際に、この問題に手をつけるのは、あはよくば他日の総選挙に資金と選挙民の関心とを併せ搦もうとする体のいい用意だ」という説もある」と、普選実現を見越して政略的目的に「米穀法が悪用される危険」⁽⁴⁹⁾を警告していた。米穀法の改正は、当面の農政運動の要求に應えるものであると同時に、将来に對しては、「市価調節」が運用の基準を持たぬが故に、恣意的・政略的米価釣り上げに利用される可能性をも開いたといえた。志村自身は、かつての浜口の主張と同様に、「最高最低価格設定」という方法によつて、そうした悪用に對し

て予防策を講じようとしていたのである。

このような懸案の米穀法改正と並んで、加藤内閣は、農林省独立(商工省分離)の予算案も、五〇議会に提出し、農政運動の要求に応えた。さらにまた、農業倉庫の普及拡充のため、四九議会では、倉庫建設単価の算定基準を坪当たり五十円から百円に引き上げ、続く五十議会に於いては、政府の補助率を二十%から四十%へと引き上げた⁽²²⁾。加藤内閣当初に於いて、一倉庫あたり建設費への政府補助額は、四倍に引き上げられたのである。志村の提起した農業倉庫の普及・育成政策は格段に強化された。かくして出発した政党政治は、「農村振興建議」に答え、小作争議と米価の乱高下の中で困難を深める農村・農民への保護政策を強化した。

(四)

このように、政党政治は、その体制基盤である農村の振興策を展開していった。だが、四九議会の建議が提起した農政上の懸案は、農村負担軽減や、内地産米保護のための米麦関税引き上げという点では、未解決の課題を残していた。しかも、二四・二五年と米価は著しい高騰を示し、二五年端境期には「米騒動が起こるぐらい夏枯れになり」、⁽²³⁾米価は、米騒動時の米価に迫る四五円台を記録していた。米価の高騰に対する対応として、米穀供給の拡大もまた、焦眉の農政上の課題となっていた。かたや保護関税、他方で米の供給拡大、相矛盾する可能性のある政策の遂行を政党政治は迫られた。

課題解決が迫られていた五一議会(二五年二月召集)を前に、護憲三派は、税制整理問題を争点として分裂する。その際、政友会は総裁にかつての陸相田中義一を担ぎだし、その政友会に、革新俱樂部は吸収されていた。こうした政界再編の進む中で、二六年一月、総理総裁の加藤は急死し、若槻礼次郎が憲政会単独少数内閣を引き継ぐ。憲政会内閣は、改革政策遂行のために、議会に於ける多数を必要としていた。憲政会は、政権に野心を燃やす床次竹二郎率

いる野党、憲政本党と提携することにより、五一議會会乗り切りを図った。政策的には、憲政会と政友本党幹部山本達雄との間には緊縮財政政策という接点があり、人的にも、志村をはじめとする三菱人脈が存在していた。そうした政策的・人的接合を示すものとして、税制整理妥協案が存在する。政友・憲政の不統一の原因となった税制整理をめぐって、政友本党は、「地租委譲」を掲げる政友会に反対し、「政策本位」を掲げて、憲政会に接近した。その際、憲本間に於いて、地租一分軽減・義務教育費国庫負担増加（三千万円増額）市町村減税財源で税制整理に減税案の妥協が成立するが、そこには、志村源太郎が小作制度調査会以来帝国經濟會議でも強く主張していた自作農の地租免税（地租二百円以下免税）⁵⁴が、盛り込まれていた。憲本提携は、そこに介入する志村の農政構想を反映するものとなった。

さてそこで、政党政治の食糧政策は、米価高騰に対応して、植民地移入米増産と結びついた解決策を、いよいよ全面に押し出した。五一議會には、朝鮮植民地米増殖更新計画が、予算請求されたのである。この計画は、一二年間にわたり、灌漑水利事業を中心に三五万町歩の土地改良・開墾などを行うことをめざし、工費として一二年間に三億円の支出を予定した。工費のうち六千五百万円は政府補助金、一億円は大蔵省預金部の低利資金融通とした。また、実際の工事の調査計画、施工監督にあたる組織として、東洋拓殖会社に土地改良部を新設し、新たに朝鮮土地改良株式会社（資本金五百万円）を政府後援の下に民間会社として設立した。政府補助金の拡大と、大規模な低利資金の散布、そして原内閣に於いては実現を見なかつた土地改良会社の設立と、この計画は原内閣の計画の行き詰まりを踏まえ、その失敗の原因を補う十分な内容を備えていた。更新計画は、八二二万石の産米増殖を行い、内五百万石以上の内地移入をめざした⁵⁵。

この計画の具体的推進者は、朝鮮側では、朝鮮統治の安定と經濟開發をめざす朝鮮總督府政務總監下岡忠治（元農務局長・農商務次官、衆議院議員で憲政会創立に参加して以来の幹部、浜口蔵相の東大同級生）であり、内地側では財界世話人

(元蔵相・元日銀総裁) 井上準之助であった。⁵⁶ それは、農商務省出身の植民地官僚と財界・金融界代表とによる植民地米増産計画という当年の米穀政策の帝国主義的本質を端的に示すものであった。特に、井上は、関東大震災・震災恐慌後の経済混乱・通貨膨張の下では、財政緊縮⇨金解禁によるデフレ政策⇨物価下落⇨輸入縮小は無理と見て、直接的な米などの商品輸入の防遏と、食料品や住宅費の引き下げによる直接的な物価の引き下げを標榜していた。⁵⁷ 二五年の朝鮮視察以後、朝鮮産米増産による帝国圏内での自給と米価引き下げを主張し、⁵⁸ 計画実施にあたっては、大蔵省預金部資金の引き出しや計画の眼目たる「朝鮮開墾株式会社」の株式募集に、直接関与尽力した。⁵⁹ 植民地米増産は、反動恐慌、震災恐慌をへて連年続く国際収支の赤字対策として、直接的な輸入防遏と物価引き下げ⇨国際競争力再建という二〇年代経済政策の核心に触れるものであった。

しかし、他方では、帝国経済会議で提起せられ、四九議会以来懸案の米麦の保護関税引き上げ要求が存在していた。既に、帝国農会は、二五年一〇月総会に於いて、一九一〇「明治四三年百斤一円に定められた米及び粃の関税を二倍に引き上げ二円に、同じく小麦にたいしてもまた二円へ引き上げなどと決議、政府に建議していた。⁶⁰ これを受け、五一議会に対し、系統農会の農政運動は、二月全国農会大会を開催、先の要求を再度確認・決議し、⁶¹ 対議会圧力活動をおこなった。五一議会は、五〇議会での米穀法改正を受けて、米麦保護関税引き上げが農政運動の焦点となっていた。こうして、五一議会では、朝鮮産米増産計画とこの関税引き上げ問題が、関税定率法改正の特別委員会です併せ論じられた。野党となった政友会の山内範造議員は、朝鮮に「一大計画を立て」産米の増産を図った場合、「此関税と云ふものを此儘据置いたならば、彼の生活程度の低い朝鮮の米が日本内地に続々と入込んで来て、朝鮮には外米が入込む、斯う云ふことになって一層内地の米価の脅威を受けると云ふことになりはせぬか」と問うた。⁶² 日本人の嗜好に合わぬが安価な外米⇨熱帯米が、相対的に低下した米穀関税(明治四三年当時の従価二割水準が、その後のインフレ・米価高騰に

より一割水準へ低下）により朝鮮に流入し、朝鮮農民がその外米を消費することで、産米改良の進んだ朝鮮米Ⅱジャポニカ米を日本へ移出させ、品質的に競合する朝鮮移入米の増加が、国内米価を引き下げる、こう山内は指摘したのである。

この点は、政友会の長田桃蔵議員⁶⁵や無所属議員帝國農会幹事岡田温も、全く同様の論点を指摘し、政府に迫っていた。これらに対して、政府委員小山松寿農林政務次官は、「朝鮮、台湾、北海道の産米計画が段段其実績を挙げて来る」場合でも、「十年将来如何、二十年の将来如何、三十年の将来如何、人口増加と米穀との関係、食糧との関係如何と云ふこと」を農林省で調査した結果、「其産米計画に依て内地の米穀が非常の脅威圧迫を受けて、而して農村が之が為に苦痛を感じると云ふやうなこと」には、「決して左様参りませぬ」とした。この答弁にみられるように、政府・憲政会は、農林省の推計に基づき、中長期的には、六十万人を超える毎年の国内人口増加や消費生活の向上Ⅱ一人当たり米消費量の増加により、米穀の不足基調が続くとみていた。従つて、植民地米の増産は、内地米作を圧迫することなく、「外国米は是は内地の豊凶に依て、勿論時に依ては入れなければならぬ」として、関税引き上げに反対した。

とはいえ、そうした供給不足基調の中でも、時には豊作による米価暴落もあるだろうから、政府・憲政会は、そうした場合は「米穀法の運用に俟つべきもの」として⁶⁶いた。この点、政友本党の岩切重雄議員も、「米穀法と云ふものを正當に運用することに於て、内地米の価格を維持すると云ふことは出来る」と、米穀関税据置の政府案に同調した。結局、政府与党憲政会と野党政友本党は、共同修正案を提出し、米・粳関税は現行据置としたものの、小麦関税を百斤七七銭から一円五〇銭へ、小麦粉一円八五銭を二円九〇銭へなど三品目の関税引き上げを提案した。⁶⁷これに対し、野党政友会は、小麦および米・粳関税の一円五〇銭への引き上げを含む四〇品目の関税引き上げ案を提出、憲政会・政友本党に對抗した。⁶⁸前述のように、五一議會では、税制整理案・農民負担軽減をめぐり、政友本党は憲政会と提携

し、やがて両党の合同¹¹立憲民政党設立に進むことになる素地を作り上げていた。従って、関税問題においても、両党は共同歩調をとったのである。

しかし、関税問題での協調にあたっては、政友本党は、憲政会に一つの譲歩を迫っていた。野党政友会の長田議員は、政友本党は「米穀法の運用と俟て此米、粃の関税上げと云ふことは最早帳消をした」と、両党間の妥協をめぐる秘密合意を指摘した。⁽⁹⁾ 事実、首相若槻は、本会議に於いて、政友本党三輪市太郎の質問に答えるという形をとって、米穀法の運用に関し改善を声明した。それは、第一に「米穀法の運用にしましては、内地米に限らない」、第二に「米穀が著しく騰貴若くは下落しました場合に於ては」、「米穀法の運用に依つて之を調節するの方針を」、「第三は、米穀委員会の委員は、半数以上は民間委員を以て」あて、「民間委員の中農業に関して知識経験を有する者の数を多くする」、そして、最後に(第四省略)「米穀委員会の意見は、之を尊重する」と声明した。⁽¹⁰⁾ これは、植民地移入米も米穀法の買い上げ対象とする可能性を認め、前議会の法改正の趣旨を徹底して市価調節に努める、法運用の諮問に与る米穀委員会に農業利益を多く反映する、ということを意味していた。政友本党は、米・粃関税引き上げでは、帝国農会の要求を拒否したが、小麦関税引き上げと米穀法の運用に関しては、その要求を反映し、農政運動の関心を買おうとしていたのである。それゆえ、若槻声明が、憲政会との妥協の取引条件であった。結局、本会議でも、両党修正案が可決、貴族院もまた修正案を追認して、関税定率法は両党修正案通り改正されることとなった。そして、朝鮮産米増殖更新計画も、米穀法の運用により、一時的な朝鮮米の過剰があつたとしても、内地米価の暴落をもたらすことを防止し得るとされ、同計画への政府補助金を含む五一議會予算も可決成立することとなった。

ところで、政党政治の植民地米問題は、ひとり朝鮮に限られなかった。朝鮮産米増殖計画と並んで、台湾の産米改良¹¹日本種米の栽培が進められていたからである。この推進者こそ、元内務官僚にして憲政会の黒幕、原内閣には台

灣米開発を迫り、やがて加藤内閣が総督として台湾に送り込んだ伊沢多喜男、その人であった。そして、その台湾米改良の成果を、伊沢との連携の内に、内地市場での流通・消費拡大に結果させようとしたのが志村源太郎である。志村は、大日本米穀会の一九回大会（一九二六年）を台北市で開催した。内地米穀商を中心とする米穀会員を台湾全島の視察ツアーをも含んで動員し、また石黒忠篤ら農林官僚をもそれに同行させた。大会席上、志村は、第一五回大会（一九二二年）を朝鮮京城で開催したことに触れつつ、台湾開催は、「我国食糧問題の趨勢を洞察致しまして特に新領土の米穀の生産と其の配給に重きを置く趣意に外ならぬ」と説いた。とりわけ、「内地人の嗜好に適する所の台湾米が端境期に於て移入せられると云ふことは、仮令に其の分量が多くなっても其の調節上の威力と云ふものは実に内地人の思ひも及ばぬ所の効果がある」として、台湾産日本種米を「朝鮮米の増殖と共に我国家の食糧問題解決の大宗である」¹⁾と、位置づけた。不作が続き、米騒動の再発が危惧された二五年端境期の需給逼迫時、移入された台湾産日本種米の二期作米は、危機突破のための切り札として機能した。²⁾それ故、志村は、米穀会会員の米穀商により、内地流通ルートに台湾米をさらに円滑に乗せ、端境期の米価高騰に対する抑制効果を、大きなものにしようとしたのである。

志村はこうした見通しから、「滞京中の「台湾」総督閣下に御面会を願ひまして」、米穀会大会の台湾開催を要請し、総督府の援助を得て、それを開催したのである。そして、志村と伊沢との間で合意されていたのであろう、米穀会大会の席上、米穀会側から台湾産日本種米の命名を、総督に求めるとの発議があり、その場で直ちに、総督代理殖産局長が、「蓬萊米」という伊沢の命名を発表した。³⁾植民地米の増産・移入、食糧の帝国内自給による日本資本主義の物価割高是正のための低米価実現。これは、志村の繰り返し表明していたところであるが、志村は米穀会会頭として、台湾植民地当局が進める増産政策を、流通面から支えようとしたのである。

こうして政党政治の下での食糧政策における、日本内地米と朝鮮日本種米・台湾日本種米＝蓬萊米の相互補完関係

が完成されたのであった。しかし、二四・二五年の米価高騰は、農政議員の植民地米増産⇨米価下落への危惧よりも、むしろ強く食糧不足⇨供給問題を深刻な問題として政府・政党に印象づけていた。また、国内の人口増加⇨人口圧力の安全弁としての海外移民は、米国議会による二五年新移民法に至る諸立法により、益々その余地は狭められていた。食糧問題は、需要面から人口問題とも結合していた。また、農政上の懸案が、五一議会により、ほぼ一応の政策的対応がなされた（自作農創設維持補助規則の予算案承認、農業倉庫業法改正⇨聯合倉庫承認など）こともあって、諸政党は、新たに実行可能な農業政策を開発する必要にも迫られていた。二六年五月、憲政会政務調査会は、「人口調節及び食糧自給調査会」の設置を政府に要求し、「年々七十万以上の人口増加、食糧の生産はこれに伴はずこの際相当の計画を講じ国民をしてその前途に安心せしむるは当局為政者の責任なり」と決議した。五二議会には、農業関係法案の提出がなかったが、政府は、人口食糧問題調査会設置を予算案に盛り込み、その設置を決定した。しかし、憲政会若槻内閣は、二七年金融恐慌の処理に際して、台湾銀行救済緊急勅令案を枢密院で否決され、総辞職してしまった。人口食糧問題調査会の運用は、後を襲った政友会田中義一内閣に委ねられた。

(五)

政党政治の農政⇨食糧政策は、田中政友会内閣の時点で、人口食糧問題へと進展した。田中内閣は、憲政会内閣が進めていた人口食糧問題調査会の人選を白紙に戻し、自らの意中の人物を委員に集めた。約四〇名の委員の構成は、おおよそ政府官僚、学識経験者、貴衆両院議員が、それぞれ三分の一づつを占めるようになっていたが、学識経験者の内、前内閣が内定していた志村源太郎や伊沢多喜男ら憲政会(⇨民政党)系の人物は、選にもれた。⁽¹⁷⁾

「昭和二年七月、第一回総会を開き、諮問第一号「人口問題に対する対策」、および第二号「食糧問題に対する対策」が諮問され、どちらも、「我国の現状に鑑み急速実施を要すると認むる方策如何」と問われていた。「急速実施」の必

要な、あるいは可能な政策を答申せよということの背景には、来るべき年末召集の通常議會・解散総選挙までに、田中内閣の農政上の基本政策を確定するという狙いがあった。

調査会は、以後、政府官僚内部での検討が進められ、一〇月になって第一回の食糧部会の會議が開かれた。農林官僚は、『食糧問題に関する調査項目及食糧品の供給特に生産増進方法の参考案』⁽¹⁹⁾なる大部の資料を提出する。これに対して、矢作栄蔵は、参考案は大層立派としつつも、「緊急実施を要する」という趣旨に照らせば、「内地植民地に於ける食糧政策の連絡統一」⁽²⁰⁾こそが決定実施されるべきと指摘した。植民地米増産は、内地米価の下落をもたらさずにはおかなかったからである。

実際、二七年七月に三七円台を保った米価は、二七年産米豊作の見通しから下落を示しつつあった。田中内閣は、未だ三五円台を保っていた九月、突如下落傾向を理由に米穀百万石買入を発表、一石三八円前後の価格で二一萬石を買入れた。この時期、府県會議員選挙が行われており、世上、政友会の「党勢膨張のために買ったと云ふ噂」⁽²¹⁾が飛び交った。しかし、米価の下落は進み、年末には三一円台に低迷した。二七年産米は六千二百万石を超える大豊作であり、また、朝鮮米が十一月・十二月の二ヶ月間だけで約二百万石も移入されていたからである。特に植民地米は、一九二〇年の移入量が、朝鮮米約三百万石、台湾米約一百万石であったのに対し、二七年には、前者が約六百万石、後者が約二百五十萬石と二倍ないしそれ以上に急増していた。⁽²²⁾

そうした米価の下落は、調査会の審議に大きく影響を与えた。本稿の主題にかかわる農産特別委員会では、農林官僚提出の『参考案』の説明聴取から始まり、六回の審議が重ねられた。その中で、答申案起草小委員会が設置され、矢作を中心し、答申項目の絞りこみと起草が進められた。一月末には、三項目の答申原案が確定される。それは、第一に「米穀需給調節特別會計法に依る借入金額の増加」、第二には「自作農の創定」、第三には「適當なる肥料政

策」による肥料供給の豊富と価格の低廉を答申していた。⁸³ それは、米価そのものの維持とともに、低米価にあえぐ農家に対して、自作農の創定と、購買肥料＝化学肥料(当時生産費(自家労賃を除く)の三十%以上を占めていた)の価格低下を、あわせて提起するものであった。

そのような答申案の内、米穀法運用に対しては、その必要を以下のように「説明」していた。いわく、「近時植民地米の生産増加は内地移入額の激増となり、之による内地米価の圧迫漸く甚しく」と移入米の米価圧迫を明示し、そうした結果、「米穀法定時予定せる資金を以てしては、甚だしく不十分を感ずるに至れり」とした。「説明」は、そこで、具体的に「同法の施行を植民地に及ぼす」ことと、「米穀需給調節特別会計法に依る借入金限度を少くとも二倍に増大」することを要求した。この答申案は、一二月食糧部会、第二回総会において、大きな批判・反対を受けることなく承認、可決される。⁸⁴ こうして、食糧政策を支える内地米と植民地米の補充関係の矛盾拡大に対応する植民地への米穀法の適用と需給調節資金の確保、さらにそれと並んで、内地産米体制確立のための自作農創設と肥料管理政策とが一つの政策体系として構想された。ここに、政友会は、一つの体系的な農業政策構想を確保するに至った。

政友会はそうした政策的整備と並んで、当面の米価維持のために、矢継ぎ早な対応をおこなっていた。一石三十一円台に低迷した米価を前に、田中内閣は、十一月に五〇万石、さらに十二月に百万石の買い上げを発表し、実際に一月までに内地米百五十万石を買い上げた。こうした米穀法の運用が、米穀需給特別会計の逼迫(会計二億円の内運用可能資金残高三千万円)をもたらし、同会計借入金限度額の拡大という調査会答申をもたらしたのである。さらにまた、田中内閣は、「米作者応急資金融通」として「米作者を主として其の持米を引当てに肥料其の他の農業用品購入資金を取寄せしむる為三千万円の低利資金を預金部より融通」⁸⁵することもおこなった。同内閣は、かつてない頻繁な米穀法の発動に加え、大蔵省預金部資金を動員してまで、米価の維持を図っていた。

米穀法の頻繁な発動や農業政策の体系的具体化を踏まえて、田中政友会は、少数与党を脱却すべく、五四議會（二七年一月召集）を解散、総選挙に打って出た。この点、政友会内閣の米価維持施策は、二月の投票日まで、なんとしても米価を維持しようするものだったといえよう。何故なら、二八年の投票後には米価はそれ以上に低迷するが、特別会計の資金が逼迫したこともあり、それ以後、米穀法による買い上げは行われなかった。また、預金部資金の融資も、一年で打ち切られた。かつて新聞の表明した米穀法「悪用」への危惧は、現実のものとなった。

そうした、政友会の施策にもかかわらず、第一六回総選挙の結果は、与党政友会が二一七議席を、野党民政党（憲政会と政友本党の合同）もそれに迫る二一六議席を、獲得した。無産政党や無所属議員なども存在し、政友会は、過半数にみたなかった。田中政友会は、選挙では、決定的な勝利をおさめることができなかったのである。ところが、八月、民政党から床次竹二郎一派二八名が脱党し、新党倶楽部を結成することで、政友会の、来るべき五六議會（二八年一月召集）乗り切りの展望がひらけた。政友会の諸政策は、五六議會での実現の可能性を掴んだかに見えた。

実際、五六議會に向け、政友会の農業政策は、山本農林大臣の下、着々と具体化が進められていた。人口食糧問題調査会が答申した、自作農創設については、既に、二七年一月二月小作調査会がその実施を答申し、二八年五月には農林省は自作農地法案（年間資金八千万円）を立案していた。⁸⁵ 肥料政策については、二七年六月に肥料調査委員会が設置され、十二月に、同委員会は、窒素、硫酸の最高価格公定と政府によるその一定量の買入・売渡、輸出入の許可制、および交付公債＝肥料証券の発行と特別会計の設置という、米穀法および米穀需給特別会計と類似した肥料管理案を答申していた。⁸⁷ 政友会の政務調査農林部会は、七月、その管理案を具体化した農林省案を了承した。⁸⁸ これに、その規模は未だ未定であったが、米穀需給特別会計の増額に関する法改正案が計画されていた。政友会は、これら、米穀需給特別会計法改正案、肥料管理案、自作農創設を、「農村振興の三大案」として、五六議會の全面に押しだそうとして

いた。これらは、そのどれもが、多額の財政資金を必要とするという点で、積極政策を標榜する政友会の農業政策にふさわしいものであった。

しかし、金融恐慌以来の慢性不況による税収の頭打ちが、政友会の積極政策、その一環としての農政分野に於ける政策展開を困難なものとしていた。とりわけ、二一年以来の国際収支（経常収支）の慢性的赤字は、震災復興の内需によつてさらに加速され、大戦末に一三億円を数えた在外正貨は、二八年末に一億円へと枯渇し、在內正貨⇨国内金準備も外債による補充なくしては、維持しがたい状況におかれていた。かつて井上準之助が、その後の日本経済を創つた「原動力」とした外貨⇨正貨準備は、枯渇しつつあった。それ故、日本商工会議所は、一〇月、金解禁即行を決議、財政緊縮、国債増発の停止を要求した。金解禁即行による円滑な外資導入⇨正貨確保と、デフレ⇨緊縮による物価引き下げ⇨国際競争力回復とが、目指されていたのである。積極政策を掲げる政友会に対して、財政緊縮が突きつけられていた。

しかも、同時期、慢性不況による税収の頭打ちと国債発行・市中消化の困難により、大蔵当局は、財源確保のめどが立たぬ状況にあった。大蔵当局は、二八年一〇月与党政友会政務調査会において、「各省の新規要求に対しては、遺憾ながら十分満足な結果を示すことができなかった」として、大口大蔵政務次官から、党に対する了解を求めねばならなかった。これに対し、政友会島田幹事長は、「余りに党の立場に対し無理解⁹⁰」と不満を表明した。政友会は公約に積極政策を掲げたが、いざ党から多様な政策分野につき財政要求が提出されると、政府はそれに応え得る財源を持たなかった。政友会三土蔵相は、米穀需給特別会計法改正、自作農創設、肥料管理案、どれをとつても大規模な財政支出をとまなうことから、全てに難色を示し、原案実施に反対していた。

自作農創設政策をめぐる三土蔵相・山本農相間の対立は、田中総理の仲介と勝田計文相の妥協案作成により解決に

向かっていた。⁹¹しかし、肥料国家管理案および米穀法改正と特別会計法の資金増額をめぐる対立は、議会開会後も未解決であった。二九年二月一五日政友会内の農政研究会所属議員は、蔵相に肥料・米穀の両案につき法案提出を陳情した。しかし、蔵相は、「政府が肥料の売買にたづさわることには反対である」、「米穀法資金増額にも同意できぬ」と強硬な態度を示した。こうした対応に、山本農相は、「職を賭しても争はねばならぬ」として、肥料管理法を承認せねば、自作農地法案の妥協も白紙に戻すとせまった。⁹²結局、一八日の閣議は、肥料管理の資金総額二千万円（農林省当初案四千万円）で妥協、自作農地法案三千万円（当初案八千万円）を再確認することとなる。⁹³

内閣の政策決定の難航に対して、またも帝国農会・農政議員の圧力活動が、その促進的役割をはたした。帝国農会に依頼する農政運動は、既に二月一五日全国農会大会を開催、①米穀法運用資金四億円②米穀法を朝鮮台湾に施行③自作農創設維持の根本方策④肥料政策の確立を決議、政友会の三大政策の実現を迫っていた。⁹⁴その際、大会の挨拶に立った民政党町田忠治が、米穀法改正に消極的態度を示すや会場は騒然となり、町田は降壇を余儀なくされた。⁹⁵とりわけ農政運動が重視していたのは、米穀需給特別会計の資金増額だったからである。この農会の動きをうけて、一日、農会に連携する超党派農政議員組織、農政研究会は、三輪市太郎（政友会）外六三名（超党派）「米穀自給調節特別会計法中改正法律案」⁹⁷を提出、二億円の増額、会計規模四億円への法改正を求めた。

こうした圧力に直面して、田中内閣は、五千万円の特別会計枠の増額、農業問題の大調査機関特設により事態の打開を図ろうとした。⁹⁶党内農政議員の突き上げにより、政友会幹部は党内統制に苦慮していたが、こうした事態は、民政党も同じだった。民政党幹部は、特別会計法改正に反対していたが、民政党内農政議員は署名を開始し、農政研究会議員提出の改正法律案に四十余名の賛成署名を集めていた。⁹⁸党内農政議員の不統制に困惑した両党幹部はむしろ幹部どうしの接近を試みた。一八日民政党幹部町田、安達は、山本農相をたずね、「超党派的な態度によって解決したい」⁹⁹

むね申し入れた。政友会田中内閣は、やっと三月四日になって、米穀需給調節の調査会設置(調査を理由とした米穀法改正の先送り)、特別会計法改正資金の七千万円増額、および議員提出改正案は撤回、これで事態の収束を図った。⁽¹⁰⁾超党派的解決を求めた民政党は、政友会が先の申し入れに何の回答も寄せなかったことから、対案の作成に向かうが、結局九日、「農村議員に引きずられ政府案に盲従」する方向に民政党も向かった。⁽¹¹⁾遅れて一五日、政府は、やっと米穀需給調節特別会計法中改正法律案を提出、即日、議員提出の同法改正案特別委員会に付託、委員会では、東農林政務次官が、「此法立案が通過致しましたならば」、「米穀委員会を召集」、「適當の措置を執る」と米の買い上げを示唆した。議員提出改正案は、撤回となり、委員会は政府案を全会一致可決、即日衆議院本会議に上程、本会議も意義なく可決した。⁽¹²⁾政友、民政両党は、帝国農会の圧力を背後にもつ党内農政議員への統制力を著しく欠いていた。そこで両党は、ともに、特別会計の資金増額を小規模におさえこみながら、米穀法発動Ⅱ買上実施を示唆することで、当面の糊塗を図ったのである。

同日に、肥料管理法案も通過したが、両案の衆議院への提出自体がそもそも遅きに失し、三月二五日の会期末まで貴族院審議の日数は幾らもなかった(尚、自作農創設案の通過は一九日)。一八日貴族院本会議の趣旨説明に於いて、阪谷芳郎は討論に立ち、「七千万円も借入金」を増額するとは、「札は殖える、輸入は益々殖える、輸出は減る」、「金解禁の時期は益々遠くなる」と指摘し、改正に反対の態度を示していた。そうした反対を抱える貴族院は、同改正案を肥料管理法案の特別委員会に付議し、後に自作農地法案も同委員会に付議した。三つの重要法案の審議を開始した貴族院特別委員会の冒頭、委員会委員長渡辺千冬は、このような「比較的重要な法案」を「此短時日に於て議了致す」ということはなかなか困難⁽¹³⁾と、貴族院での審議未了もやむを得ないと示唆する。委員会は連日開会されたが、肥料管理案と自作農創設案に審議は集中した。志村は、貴族院本会議で、自作農地法案批判の質問を行い、委員会に於いて

は肥料管理法案を批判した。委員会の空気もまた両案に否定的であつた。会期末日、三案の取扱いをめぐり非公式懇談の結果、合意を得て、その二案の審議打ち切り動議が出された。続いて志村源太郎が立ち、希望条件の付帯決議を付して「七千万円の原案に賛成」と述べた。志村提出のその決議は、会計増額を、新設調査会による「根本方針の決定に至るまでの便法として其間に於ける米価の急激なる低落に備へ」るために、「やむを得ざる」としたうえで、「七千万円の増加を要するに至りたるは畢竟本法の運用其宜しきを得ざるに因る」と政府を批難していた。これは、東政務次官が示唆したように、衆議院の農政議員の要求に応え、法改正後直ちに、米買い上げを行うことのないように要求したものであり、同時に、これまでの政府の米穀法の運用を非難するものであつた。最終的に、この付帯決議を付けて、貴族院は改正案を可決し、特別会計の七千万増額はなされた。

結局、政友会が企図した農業政策体系の実現は、閣内不統制による衆議院への法案提出の遅延と貴族院の反対とにより、頓挫した。辛うじて、米穀需給特別会計の当面必要な資金増額がなされたにとどまつたのである。政友会の農村振興の三大案は、蔵相三土の抵抗によつて、政友会内に於いても貫徹できず、ひいてはそれが、貴族院での法案頓挫を招いた。二〇年代慢性不況の深刻化の中で、政友会の掲げる積極政策と、そこに於ける農業政策は、実現の余地が著しく狭められていたのである。財政を預かる三土には、それがよく認識されていたといふべきであろう。

(六)

米穀法自体の改正は、五六議会の終了で、政府が新設する米穀調査会の審議に委ねられることとなつた。これに対し、志村が会頭を務める大日本米穀会は、既に、新たな行動を始めていた。米穀商を有力な構成員とする大日本米穀会の中には、二五年米穀法改正の直後から、市価調節に対する不信・不満がくすぶつていた。この米穀法に対する不満は、二七年の政友会内閣による頻繁な米買上によつて決定的となつた。二一回大会（一八年四月）には、その全廃を

含む、米穀法批判が噴出した。批判には二つの論点があつた。一つには米穀法から「市価調節の項を削除」せよというものであり、二つには「米穀法に基き政府に於て米穀を買上げらるゝ場合の優先権を撤廃せ」よというものであつた。第一の論点は、政府の頻繁な米買上により米価調節が長期に及んだことで、米価変動は縮小し、投機的米価変動によつて利益を追求する先物市場取引は縮小を余儀なくされ、米穀商は経営が脅かされているというものであつた。第二の論点は、二七年十二月からの米穀法による百万石買入れが「生産者側の優先申込数量頗る多額に上り百万石全部優先申込に依り満され一般商人の申込は遂に最後迄一俵も買入の選に入らざりしなり」という買上結果に起因していた。大会では、産業組合や農業倉庫に「優先権を認めて置く」と商人が売込めぬ」と批判された。米穀法が先物取引を抑制し、政府が米の買い上げから米穀商を排除するならば、米穀商にとつて米穀法は有害無益なものである。しかし、米穀会には地主の会員もおり、「現政府は速に米穀法を活用して希くは時期を逸せず米価調節の為に最前を尽」くすよう求める「建議」も提出されていた。まさに米穀法の発動、「市価調節」を求めていたのである。このように全く対立する建議が、並立したので、大会は、どちらとも決定できず、「宿題」として、「本会に常設委員を設けて研究すること」を決議し、解決を先送りした。その際、方法は「会頭に一任」とされ、志村の判断に委ねられた。

二八年一二月、会頭志村源太郎は、米穀会内に「米穀法運用調査会」を設置した。委員会は、志村委員長以下二八名の委員（那須皓・河田嗣郎ら学者と米穀会員・役員）と、オブザーバーの小平権一米穀課長や藤田国之商工省商務局取引課長など政府官僚から成つていた。純粹に民間の一業界団体たる米穀会の内部組織に政府官僚が参加することは、異例なことであつた。そこには政府官僚への志村の影響力が現れているといえよう。委員会は、以後翌二九年四月まで審議を続ける。志村の委員会設置のねらいは、従来の主張にそつて「米穀法の運用に」、「何等かの基準を得る」とであつた。米穀商側からは、大会同様、市価調節の削除、あるいは米穀法の廃止という主張が強硬になされた。他

方地主側からは、「農業者は此米穀法の為に、米価の点に於て、伸びを押へられてゐる」と不満を表明しつつも「目下必要なもの」¹¹⁾、と米穀法の維持と運用の改訂を望んだ。また、農林官僚松村農務局長は、価格調節に踏み込んだことに不満を漏らし「価格調節をすれば損が中々伴ふ」¹²⁾と政府財政の赤字が累積することは必然とし、さらには「欠点のある法律であることは明か」¹³⁾とまで断定した。農林官僚は、財政支出に比して効果のない市価調節に極めて批判的であつた。結局、那須委員の調停的発言があり、調査会は、志村の意図を汲んで運用基準の検討に入ることとなる¹⁴⁾。

志村は、産業組合中央会主事で自己の腹心、千石興太郎を小委員会の委員長に任命し、そこでの検討を指導させた。この人事は、志村が、米穀会内での米穀法討議を、産業組合の路線にそつて誘導しようとする意図を示していた。二九年四月総会（第六日）は、米穀法による「買上及売払に關しては予め一定の基準を公定し且之を公表し其の範圍に於て之を實行すること」¹⁵⁾と決議した。この点では、志村の思惑が一定程度貫徹した訳であるが、米穀商側の不満は最後まで解消されず、同決議は「本案に示す基準を得ること能はざるときは寧ろ現行米穀法を廃止するを適當と認むること」¹⁶⁾との保留意見を併記していた。また、生産者側＝産業組合・農業倉庫の優先申込には、總會決議はならぬところがなく、そうした運用に暗黙の支持を与えていた。そして、四月、この報告を受けた大日本米穀会第二二回大会も、廃止か、運用を改めての存続かという論争が行われ、結局、千石会頭代理（志村病欠）は「本会の如く會員の種類」が「交つた方々の集つて居られるます会では」、「それが善いとか悪いとか云ふ事を決議する事は恐く不可能」¹⁷⁾とし、米穀法にかかわる全ての決議を見送りとした。米穀商、地主、米穀検査官吏という利害の異なる構成員からなる米穀会は、深刻な利害対立を抱えて意志決定不能に陥つていた。

米穀法廃止を求める米穀商たちは、米穀会を離れ、七月大阪に全国米穀商聯合大会を開催、一八〇名を集めて、米穀法廃止を決議した¹⁸⁾。米穀商の運動は東京商工会議所を動かし、九月同会議所に「米穀法廃止を建議」¹⁹⁾させた。米穀

商は独自の利益団体「全国米穀商联合会」を結成、政党政治末期になって、圧力活動を本格化させた。やがて、これは、米穀商・肥料商などを中心とする反産運動（反産業組合運動）と、産業組合による反反産運動との激突に発展して行くこととなる。

こうしたなか、志村は、食糧政策に対する自己の見解を、大胆に大日本米穀会機関誌上に表明する。ここに表明された内容には、財閥ブルジョアジーにして、産業組合中央会会頭たる志村の立場が、まぎれもなくあらわれていた。

①「我国の現状に於ては国民生活の安定を期するが為めにも、亦各種の産業を隆昌ならしむる上にも、一般国民の日常普通の生活の費用を軽減することを図らねばならぬ、夫れが為めには先ず第一に食糧を潤沢にして、且其価格を低廉ならしむるを必要とする」、②「幸いに近年我朝野官民不断の努力により、米穀の供給は内地と朝鮮、台湾の新領土との産額を以て、当分は自給し得る状態に達せんとして居る」、「去れば此際は徒に人為的政策を施して此大勢に反抗し、又は此趨勢を攪乱せんとするは無益の業にして且有害の事に属す、却て此の際は当業者に一任して生産者も配給者も、共に不変の努力を継続して此情勢を助長することに勉めしむるこそ国家の長計なるべしと思ふ」、③「近時内地生産者の一部に於て産額の潤沢に因る価格低落の苦痛を懇ふるものあるを聞くも、之が対策は別に講究する必要在りと思ふ、即ち負担する租税、公課又は金利等の軽減、生産方法の改良、就中協同組織による生産、販売、管理等に依る多収穫及生産費の低下等、彼是相俟つて其苦痛を軽減することを計る可しと思惟するものなり」^④（①②③の番号は便宜的に引用者が付したもの）。先ず、①の部分は、既に財界の整理地均しにおいて提示された見解である。物価割高是正、工業製品の国際競争力回復、即ち「各種の産業を隆昌ならしむる」ためには、農産物価格の低下は、最も必要とされるところであった。したがって、②でいわれるように、内地植民地全体での食糧自給がさらに助長され、「産額の潤沢に因る価格低落」が、持続さるべきである。むしろ、農産物の価格低落は、生産者にとって「苦痛」であるから、志

村は、③租税負担の軽減や生産方法の改善、とりわけ産業組合の経済活動⇨生産・販売・管理を通じてコスト減をはかる。つまり農業経営の合理化により、「其苦痛を軽減」しようとする主張する。そこには、二〇年代慢性不況からの脱却、日本資本主義再建という全体的関連の中から、産業組合活動を媒介として低米価を追求するという、志村の財閥ブルジョア的で産業組合基軸の構想が明瞭に示されていた。

(七)

政党政治の農政—食糧政策は、浜口内閣に至ってその最終局面に進む。二九年七月張作霖爆殺事件の処理を昭和天皇にとがめられた田中義一は、内閣を総辞職し、浜口民政党内閣が成立した。浜口は、組閣後直ちに十大政綱を発表、金解禁断行を声明する。志村は、「金解禁なるものは、これ迄財政政策上、久しきに亘って権道を歩んでゐたものを正道に引戻し」、「順当の道を進まんとするもの」といい、それを全面的に支持した。しかし、金解禁政策は、三井物産重役安川雄之助の次のような主張を必然的にもなっている。「今や金解禁を控へて貿易状態の改善を計る上より云ふも、又、現下の深刻な不況を脱出するためにも物価引き下げの要あるは言を俟たない所である」、「特に諸物価の基礎をなす食糧品価格の低下を促す事は最も急務」である。もとよりこれは、「農産物価格の維持高揚に対し凡ゆる努力を惜しまない」、「米価格政策確立てふ大筋の下に全農民の精進して倦まざらん」という帝国農会会長矢作の三〇年年頭の決意と真つ向から対立するものであった。しかも、田中前内閣が、米穀法による米価安定、自作農創設維持の拡張、肥料国家管理という農政体系を提示していたから、浜口内閣も、金解禁政策を推進しつつ、田中内閣のそれに代わり、かつ農産物価格の低落の中で、農民の支持をつなぎ止め得るような農政体系を提示しなければならなかった。

その一環として、田中内閣以来の肥料調査会に、志村が急遽臨時委員として参加し、農林官僚を鞭撻し、「肥料配給改善方案要項」を答申させ、農林省は農林省令「肥料配給改善助成規則」を制定、実施に移した。これは、全国およ

び道府県購買組合聯合会に、肥料配給改善のための人員と配合施設を配備せしめ、それに要する費用の半分を政府が補助金支出するというものであった¹³⁾。これにより二三年の設立以来事業の伸び悩んでいた全購聯は、飛躍的発展期にはいる。志村によつて、低米価に耐え得る経営確保の観点から、肥料価格の引き下げが志向され、それは同時に産業組合強化策としても機能するよう企図されていた。また、民政党内閣は、田中内閣の自作農創設に対して、先に憲政会若槻内閣下の小作調査会で、特別委員長の志村源太郎によりとりまとめられた要綱をもとに小作法の制定を標榜した¹⁴⁾。民政党は、志村の構想に忠実に政策展開を行おうとしていたのである。そうした志村の影響力の背景には、浜口をめぐる財閥資本家・産業団体指導者の会合「八日会」¹⁵⁾などを通じる浜口首相との個人的な親交があった。そして、帝国農会に不信をもたれている町田忠治農相にとつては、志村が唯一頼るべき農業団体指導者であった。さらに、志村は、民政党政治資金を拠出する三菱財閥の一族であり、浜口内閣の幣原外相とは閨閥で結ばれているという、多様な影響力行使のための資源が存在していた¹⁶⁾。

本稿の主題である米穀法をめぐつては、浜口民政党内閣は、前内閣設置の米穀調査会を、政務次官など政権交代による委員の入れ替えを行った上で引き継ぎ、審議を進めさせた。田中内閣期から継続する調査会審議の過程では、志村の設置した大日本米穀会内の調査会同様に、上田弥兵衛・木村徳兵衛（東京・米穀商）や藤田謙一（日商会頭）らは、米穀法の廃止、少なくとも米価調節の削除を求めた。他方、米穀法の運用に改正をめぐつては、大きく二つの論点があり、一つは、米穀法運用の基準に価格調節の基準の設定、もう一つは、朝鮮・台湾植民地移入米の管理を如何に行うかであった。帝国農会会長矢作は、前者に於ける生産費の最低価格による保証と、後者に於ける移入米の専売を要求した。米価調節の犠牲を全て植民地農業に負わせ、内地農民の保護を図ろうというのである。他方、三橋信三（三菱倉庫常務）や上山満之進（元農林官僚）は、米価調節の運用基準を要求した。それは、田中内閣の運用に代表されるよ

うな恣意的な運用を批判し、それを排除するための基準を求めるものであった。後者の植民地移入米については、三橋は植民地への米穀法適用を、上山は朝鮮米移入の月別標準化を、それぞれ主張し、専売には反対した。この点、有賀光豊（朝鮮殖産銀行頭取）は、朝鮮総督府に特別会計による三〇〇万石買い上げと内地への平均移出（買い上げ経費四千二百万円・倉庫建設費一千百万円）を提案し、朝鮮産米保護の立場から米価調節に平均売りのための施設を、内地資金により、朝鮮総督府が実行するよう求めた。⁽¹⁷⁾

こうした、諸提案に基づく論争の結果、三〇年三月、同調査会は、①「米価基準を設定するは緊要なりと認む。仍て政府は速に米穀法の発動に必要な米価の最高最低基準を調査すべし」以下、②農業倉庫の奨励に倉米への低利資金融資③朝鮮米移出量の月別平均化④外米輸出入管理⑤米穀需給特別会計の損失を一般会計に移転、の五項目を答申した。⁽¹⁸⁾ ①は、志村が第一次米穀法改正以来主張するところであったし、②は、第一次大戦期の米価調節調査会において志村が構想した政策の遅滞きながらの全面的実施を求めるものであった。

しかし、志村自身は、肥料政策の立案を最後の活動として、こうした米穀法の第二次改正も小作法の制定も見る事なく、三〇年八月病没することとなる。志村の急逝により、政党政治の下での彼の農政指導は、終断した。彼の死は、後の浜口の死が政党政治の発展に与えたと同じように、農政に与えた打撃は極めて大きかった。しかし、志村の農政構想の一端は、なお実現されようとしていた。

それはまず、五九議会（一九三〇年二月召集）に於いて、審議未了廃案となりはしたが小作法案が提出されたことに示されていた。そしてまた、米穀法改正法律案も提出されるにいたる。同改正法律案は、農林官僚石黒の立案にかかる率勢米価による最低最高価格設定（明治三十三年の米価を基準に、それ以降の物価変動の影響を消去し米価変動の趨勢を算定、率勢米価を決定しその上下二割を米価変動の最高最低価格とする）という基準を設けるものであった。同改正案は、

五九議会で可決される。⁽¹³⁾これは、志村が求め続けたものの実現であった。

さらに、こうした米穀法の改正は、産業組合育成政策とも連結するものであった。三一年五月、志村の後を継いだ岡田良平（元京大総長・文相）の下に、産業組合は、全国米穀販売購買組合联合会（全販連）を組織していた。産業組合の米穀販売事業は、米穀法による政府の優先買い上げ（三一年一〇月の一百万石買い上げに際して五二%は全販連より購入）、三〇年の大蔵省預金部資金三千万円「米穀応急対策資金」の融通、そして、この率勢米価による最低価格保証により、飛躍的発展の契機をつかむことになる。米穀法による米買上とならんで、その最低価格の設定は、産業組合＝農業倉庫がその入庫米に対する融資を行う際に、融資回収の安全性を確保するための不可欠の前提条件であった。⁽¹⁴⁾最低価格保証＝米穀法改正をうけて、志村がかつて構想した信用事業と農業倉庫との結合が一挙に実現し、さらに、農業倉庫と米穀法運用にも支えられた、系統産業組合による米穀販売が、飛躍的に拡大することになる。

このようにして、志村の構想は、浜口内閣に於いて、地主制の根幹に触れる小作法が流産したものの、最低価格を明示した米穀法改正と肥料配給改善助成規則において実現した。それらは、田中内閣の政策体系のように、米穀にとどまらない肥料市場への国家介入、即ち、国家による肥料の買入・売渡、あるいは自作農創設維持資金の新たな規模での散布といった、より多額の財政支出を伴うものではなかった。また、米穀法改正による率勢米価は、二〇年代後半期の米価低落の趨勢と昭和恐慌下の物価指数の急落を反映して、最低価格を、生産費以下の低い水準に押しとどめていた。⁽¹⁵⁾この点でも、浜口内閣の農業政策体系は、その緊縮＝金解禁政策、およびそれを支える物価引き下げ＝低米価（低農産物価格）に呼応するものであった。しかし、こうした政策は、やがて、わが国への世界恐慌の波及＝昭和の大恐慌の深刻化が進む中で、農民救済政策の端緒的実現として機能しはじめる。浜口内閣の下で、産業組合の拡充が、政府の資金と援助によって、もたらされ、やがて農業政策の遂行に於いて、産業組合がその中枢的地位を与えられよ

うとしていた。

以上、志村の死により、彼の農政指導をフォローしてきた本稿も、ここで、その考察を終わらざるを得ない。しかし、志村の農政指導とそれを支えた彼の農政構想を総括してみると、彼の果たした役割と存在が、政党政治の農政のみならず政党政治の発展とのかかわりに於いて、極めて重要な意義をもっていたことを改めて強調することが出来る。そこで、最後に、志村の農政構想と政党政治のかかわりを、稿を改めて検討することにしよう。

(1) 本稿連載当初に、目次に示した内容構成は、本号に掲げたものへと、諸般の事情から修正した。この点については、前号(二七巻四号)一七五頁を参照されたい。

(2) 前掲大豆生田「一九二〇年代に於ける食糧政策の展開」五〇頁、六三—六六頁参照。

尚、二〇年代中葉以降の第二条の運用は、安価な外米を植民地台湾・朝鮮へと送り出し、代わって、植民地米を内地に押し出すに移入する役割を果たしたと、大豆生田は指摘している。同論文五六—五八頁。

(3) 「米穀委員会官制」については、前掲荷見編『食糧政策資料集成』三頁。委員の氏名についても、同頁。委員の構成は、農商務大臣以下官僚が農商務二、内務大臣通信鉄道各一、貴族院議員が藤田四郎(元農務局長・次官勅撰)、林博太郎(伯爵)、橋本圭三郎(元大蔵次官・勅撰)、前田利定(子爵)、衆議院議員が浜口雄幸(憲政)、山本悌二郎(政友)、関直彦(革新)、農業関係が矢作栄蔵(帝国農会副会長)、志村源太郎(勸銀総裁・産業組合中央会副会頭)、資本家その他が木村清四郎(日銀副総裁)、中島久万吉(古河)、波多野承五郎(三井)、和田豊治(富士紡績)、藤山雷太(日商會頭)である。官僚および官僚OB(九)、資本家(民間四)の比重が高い。

(4) 農商務省は、農民重視・米価維持の立場にたつ農林系官僚と商工政策重視・低米価志向の商工系官僚からなっており、米穀局に於いても米穀法運用にあたる三つ課が、後者の商工系によってリードされていたという点に就いては、大豆生田稔「農林省の成立と食糧政策」原朗編『近代日本の経済と政治』一九八六年 二一三—二一六頁を参照した。

(5) 米穀委員会幹事、馬場は業務課長、平田は調査課長、前掲荷見編『食糧政策資料集成』四頁および前注大豆生田論文二一四・二一五頁。

- (6) 前掲荷見編『食糧政策資料集成』 六頁。および「農林省告示第百十四号五月二十五日」前掲太田『明治大正昭和米価政策史』五九三頁。
- (7) 帝国農会「第二回米穀買上に関する建議」『帝国農会報』一九二二年一卷七号 一頁。
- (8) 三条二項追加の貴族院修正に就いては、本稿(四)『広島法学』一七巻四号一九七頁。これをうけ、「正米市場の中米相場の「政府買上」告示前最近一週間の平均額」を基礎に政府買い上げ米価は、決定された。この点は、前掲荷見編『食糧政策資料集成』六・七頁。
- (9) 前掲帝国農会「第二回米穀買上に関する建議」。
- (10) 前掲荷見編『食糧政策資料集成』 七頁。前掲「農林省告示第百十四号五月二十五日」 五九三頁。
- (11) 例えば、貴族院特別委員会に於ける岡本英太郎農務局長の答弁、前掲『帝国議會貴族院委員會議事速記録』 15 三四〇頁。
- (12) 『帝国議會衆議院議事速記録』 42 第四六・四七回議会上大正一二年および「同」 43 同下大正一二年の目次・索引・本文などより。
- (13) 附議された議案については、『帝国議會衆議院委員會議録』 37 第四六回議會〔四〕大正一・一二年 二〇三頁に列挙。
- (14) 前掲『帝国議會衆議院議事速記録』 43 八四三頁。
- (15) 前掲『帝国議會衆議院委員會議録』 37 一三九・一四〇頁、一九一—一九三頁、二〇三・二〇四頁をそれぞれ参照。
- (16) 同書 二〇三頁。
- (17) 田中万逸「農村振興の根本策」並に応急策Ⅱ(下)『憲政』七巻七号一九二四年 一七頁。
- (18) 前掲『帝国議會衆議院議事速記録』 43 五三三頁。
- (19) 小菅提出の「米穀専売法制定に関する建議案」については、前掲『帝国議會衆議院議事速記録』 42 三六八頁。小菅に対する岡本農務局長の答弁は、「各地の米に対しまして買上価格を適當なる価格に極めますことは頗る困難」、「円滑敏速に消費者の苦情の無いやうに配給すること」も「余程困難」、更に専売を維持するには「煩雜なる取締規定を要」し、「非常な多額な経費を要す」というものであった。前掲『帝国議會衆議院委員會議録』 37 一六七頁。
- (20) 前掲『帝国議會衆議院議事速記録』 43 九三四頁。
- (21) 同書 九三一頁。

- (22) 同書 九三三頁。
- (23) 同書 九三一頁。
- (24) 前掲『帝國議會衆議院委員會議録 37』 一一一頁。
- (25) 政府の買い上げ告示に予定および本文の以下に続く買い上げ実績・買い上げ価格については、前掲太田『明治大正昭和米価政策史』 六〇一—六〇三頁。
- (26) 清浦首相挨拶、前掲『第一次大戦後経済社会政策資料集 第一巻』 三八八・三八九頁。
- (27) 同書 三七二頁。
- (28) 清浦挨拶、従来の調査会のような「関係官庁の官吏が主として調査の任に当たる」ことは、「此の点を改めまして、主として造詣の最も深き議員諸君の調査に基づき」、「国策の樹立を得たい」、同書 三八九頁。
- (29) 『第一次大戦後経済社会政策資料集 第四巻』 一四一頁。
- (30) 同書 二二四頁。
- (31) 同書 一六八頁。
- (32) 植民地米移入関税については、同書 二六頁、小委員会答申案に於ける矢作の関税政策に関する主張については、同書一四七頁。横井の主張については、同書一三三・一二四頁および一六四頁。
- (33) 志村の発言は、同書 一六五頁。川久保食糧局長の発言は同書一六六・一六七頁。
- (34) 同書 一四三頁。
- (35) 同書 一六九頁。
- (36) 『帝國議會衆議院議事速記録 44』 第四八・四九回議會大正一二年 二〇七頁。
- (37) 政友本党の建議案には、当初、具体的要求が欠如しており、与党三派の建議案提出後、あわてて三派提出の八項目に六項目を加えた修正案を提出した（同書 二六〇頁）。また、否決については、同書 二六四頁。
- (38) 『憲政』七卷九号一九二四年 五六頁。
- (39) 前掲『帝國農會史稿 資料編』 七九九・八〇〇頁。
- (40) 同書 一〇一四・一〇一五頁。

- (41) 志村源太郎「米穀法の改正に就て(標準価格設定の急務)」『帝国農会報』一五卷五号一九二五年三月 八・九頁。
- (42) 『帝国議会衆議院議事速記録』45『第五〇回議会上大正一三年 一八二頁。
- (43) 『石黒忠篤氏談(第四回)』二二七頁。
- (44) 『帝国議会貴族院委員會議事速記録』24『第五〇回議會「二」大正一三年 四八九頁。
- (45) 前掲『石黒忠篤氏談(第四回)』二二七・二二八頁。
- (46) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』45『一八五頁。尚、そうした機関設置には、「百万円以上金が掛る」、「財政緊縮の場合でむづかしからう」と云ふので差控へた」と三土政務次官は答弁している、『帝国議会衆議院委員會議録』43『第五〇回議會「三」大正一三・一四年 四四三頁。
- (47) 同書 四四〇頁。尚、今次改正には、米穀法の政策的保護対象の絞り込みと並んで、新米出回り期という比較的に低米価時に米を買い上げ、国庫負担を減少させるといふ、財政的観点も存在していた。本分引用に引き続いて、三土は、「数量に於ても、相当の調節すると云ふ場合に安くなるべき時期に買って、——端境期に近い時「端境期直後の新米出回り時」に買うと云ふことは国庫の方から考えも便利であります」と述べている。
- (48) 同書 四四三頁。
- (49) 前掲『帝国議会貴族院委員會議事速記録』24『五〇二頁。
- (50) 同書 四八九頁。
- (51) 社説「米穀法改正」『大阪朝日新聞』一九二五年一月一日付。
- (52) 『帝国議会衆議院委員會議録』41『第五〇回議會「二」 七一五頁。
- (53) 前掲『石黒忠篤氏談(第四回)』二二二頁。
- (54) 憲政本党史編纂所『憲政本党史』一九二七年 一八四・一八五頁。尚、自作農地地租免税については、前掲『第一次大戦後經濟社会政策資料集 第四卷』一六五頁および二一三頁。
- (55) 更新計画については、前掲河合『朝鮮における産米増殖計画』一一一—一一八頁。
- (56) 同書 七六頁。下岡忠治については、三峰会編『三峰下岡忠治伝』一九三〇年を参照。下岡および井上の当該計画における寄与については、既に前掲河合『朝鮮における産米増殖計画』が、指摘している、特に七六頁を参照した。

- (57) 井上準之助「人口増加に伴ふ諸問題」一九二五年『井上準之助論叢 二』一九三五年所収 三六二—三六四頁。尚、井上の主張にかかわる、国際収支の赤字問題と朝鮮米増殖更新計画との関連の指摘は、既に前掲河合『朝鮮における産米増殖計画』八一—八七頁が指摘している。本稿は、それに学んでいる。
- (58) 井上準之助「朝鮮視察談」一九二五年前掲『井上準之助論叢 二』三八四—三八八頁。
- (59) 久保薫「朝鮮土地改良株式会社の創設と井上準之助氏」古庄逸夫編著『朝鮮土地改良事業史』一九六〇年 一二—一二五頁。
- (60) 前掲『帝國農會史稿 資料編』 八二九・八三〇頁。
- (61) 同書 一〇二・一〇三頁。
- (62) 『帝國議會衆議院委員會議錄 48』第五一回議會「三」大正一四・一五年 四五二頁。
- (63) 同書 四九三・四九四頁。
- (64) 同書 四九七頁。
- (65) 同書 四五四頁。
- (66) 同書 七三八頁。
- (67) 同書 七二七頁。
- (68) 同書 七四〇頁。
- (69) 同書 七三七頁。
- (70) 『帝國議會衆議院議事速記録 48』第五一回議會下大正一四年 七二九・七三〇頁。尚、本文では省略したが、「第四は、米穀委員會は委員の三分の一以上の要求がありましたならば、之を開會する」である。
- (71) 『大日本米穀會報』一七六号一九二六年六月 一〇頁。
- (72) 前掲『石黒忠篤氏談（第四回）』 二三〇・二三二頁。
- (73) 前掲『大日本米穀會報』一七六号 一三頁。
- (74) 同誌 一七五・一七六頁。
- (75) 『憲政公論』六卷七号一九二六年七月 八一頁。
- (76) 但し、市町村義務教育費國庫負担法改正により、政府補助金総額は五〇〇万円増額された。尚、志村が答申に心血を注いだ小作

法案要項については法案化され提出されることはなかった。

- (77) 人口食糧問題調査会『決済書類』(国立公文書館所蔵2A-36-委535)中の委員名簿は、付箋や朱の書き込み「前内閣にて内定せし委員」の注記とその変更など、調査会の人選の様が読み取れる興味深い資料である。

(78) 同上『決済書類』。

- (79) 人口食糧問題調査会幹事「食糧問題に関する調査項目及食糧品の供給特に生産増進方法の参考案」昭和二年十月、人口食糧調査会「食糧部会議事録」(国立公文書館所蔵2A-36-委539)内に綴じ込み。

- (80) 以上、人口食糧問題調査会『第一回食糧部会速記録』(国立公文書館所蔵2A-36-委556)昭和二年十月十三日。

- (81) 『大日本米穀会報』一九四号一九二九年七月 三一頁。

- (82) 八木芳之助「米価及び米価統制問題」一九三二年 付録(二)統計表一一—一三頁より。

- (83) 十一月二十八日第二回小委員委、一月二十九日起草委員会、これらについては、「食糧部第一(農産)特別委員会議事録」(国立公文書館所蔵2A-36-委541)の中に特別委員会・小委員会の「議事概要」が綴じられている。速記録ではない。

- (84) 人口食糧問題調査会『第二回総会議事録』昭和二年十二月十四日(国立公文書館所蔵2A-36-委537)に綴じ込み。

- (85) 大蔵省預金部『預金部資金運用委員会(第一九回)会議事録』昭和三年一月三十日 五一頁。

- (86) 拙稿「一九二〇年代における自作農創設維持政策と小作立法の展開過程(四)」名古屋大学『法政論集』一一六号一九八七年八月三三八—三九六頁参照。

- (87) 肥料調査委員会『肥料調査委員会議事録(第一輯)』一九三八年 一〇・一一頁。

- (88) 『政友』三三三三号一九二八年八月 三四頁。

- (89) 『政友』三四一号一九二九年四月 一二頁。

- (90) 『政友』三三六号一九二八年一月 五八頁。

- (91) 前掲拙稿「一九二〇年代における自作農創設維持政策と小作立法の展開過程(四)」名古屋大学『法政論集』一一六号一九八七年八月 三九五—三九七頁。

- (92) 『大阪朝日新聞』一九二九年二月二六日付(二五日)夕刊。

- (93) 同紙 二月一六日付。

- (94) 同紙 二月十九日付。
- (95) 『帝國農會報』一九卷三号一九二九年三月 一頁。
- (96) 同誌 一五・一六頁。
- (97) 『帝國議會衆議院議事速記録 52』第五六回議会上昭和三年 三三四頁。
- (98) 『大阪朝日新聞』二月十九日付。
- (99) 同紙 二月一七日付。
- (100) 同紙 二月一九日付。
- (101) 同紙 三月五日付。
- (102) 対案とは、法改正を回避し一般會計より七千万円を交付公債にて特別會計へ繰り入れというものであった。同紙 三月六日付。
- (103) 同紙 三月一〇日付夕刊。
- (104) 『帝國議會衆議院委員會議録 昭和編13』第五六回議會会昭和五年 二〇七頁。
- (105) 委員會については、同書二〇八頁。本會議については、『帝國議會衆議院議事速記録 53』第五六回議會会下昭和三年 七四七頁。
- (106) 『帝國議會貴族院議事速記録 54』第五六回議會会下昭和四年 八五八頁。
- (107) 『帝國議會貴族院委員會速記録 昭和篇14』第五六回議會会昭和三年 二頁。
- (108) 同書 一〇三・一〇四頁。
- (109) 前掲『帝國議會貴族院議事速記録 54』 一一一五頁。
- (110) 大日本米穀會一八回大會決議「改正米穀法の運用に關し政府に建議の件」は、「法律を以て市価を左右せんとするが如きは危険の最も甚だしきもの」と指摘していた。『大日本米穀會報』一六八号 四頁。尚、建議案は、大會の議論で表題が修正されている、同誌 二九—三一頁。
- (111) 『大日本米穀會報』一八八号一九二八年六月 五一—八頁
- (112) この点、加賀卯之吉（日本商業新報社長）は、米穀法制定以後、「約十五六円あった」年間の米価の「値幅」が「少ない時で五円七八十銭」となり、その結果、先物市場の取引總計は二七年には二二年頃の「約半額以下に減少」するほど「投機市場」は縮小した。特に二七年八月以降米穀法の発動は「約八カ月」に及び、「一年の十二カ月の三分の二までは政府の手によって米価調節が行わ

れて居った」、これでは「多数幾十万の米穀商は何によつて生活するか」と主張している。同誌 五四、五五、五七頁。尚、この主張は、既に前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一五八・一五九頁によつて指摘されている。

(113) 第一八回米穀委員会「報告要旨」前掲荷見『食糧政策資料集成』八五頁。

(114) 『大日本米穀会報』一八八号 七一頁。

(115) 同誌 七頁。

(116) 同誌 八一頁。

(117) 委員の氏名については、大日本米穀会『米穀法運用調査会議事録』一九三〇年、昭和三年二月八日総会(第一日) 一頁。

(118) 同書同上 六頁。

(119) 同書 二月九日委員総会(第二回) 四六および四三頁。

(120) 同書 二月一〇日委員総会(第三回) 一九頁。

(121) 同書同上 二九頁。

(122) 同書同上 六六頁。

(123) 同書「米穀法運用調査会」一三頁。尚、公定さるべき「一定の基準」については、「買上に関しては主として米穀の生産費及一般物価等を」、「売払に関しては主として消費者の生活費労働賃金及一般物価等を考慮して決定するを適当と認むる」と一般的に決議するにとどまった。結局、調査会は、「其の具体案を決定する」のは、「不可能」として、「充分なる調査研究を政府に要望する」にとどまったのである。

(124) 同書同上 二〇頁。

(125) 『大日本米穀会報』一九四号一九二九年 九七頁。

(126) 『大日本米穀会報』一九五号一九二九年 三〇―三三頁。

(127) 『大日本米穀会報』一九七号一九二九年 二七頁。

(128) 『米穀』一九五号一九二九年 四・五頁。

(129) 志村源太郎「金解禁後の覚悟」『産業組合』二九〇号一九二九年二月 一頁。

(130) 安川雄之助「食料品価格低下の急務」『帝国農会報』一九卷二二号一九二九年二月 七八頁。尚、これは『時事新報』からの再

録。

- (131) 矢作栄蔵「経済不安と農村政策——年頭所感——」『帝国農会報』二〇巻一号一九三〇年一月 二・三頁。
- (132) 『帝国農会報』二〇巻二号一九三〇年二月 一三一頁。
- (133) 農林大臣官房総務課編『農林行政史 第一巻』一九五七年 九三九—九四四頁参照。
- (134) 前掲拙稿「一九二〇年代における自作農創設維持政策と小作立法の展開過程(五)」名古屋大学『法政論集』一一七号一九八七年を参照。
- (135) 「八日会」のメンバーは、郷誠之助(日本商業会議所顧問)、井上準之助、串田萬蔵(三菱銀行)、藤山雷太(日本商業会議所会頭)、内藤久寛(日本石油)、中島久万吉(古河合名常務理事)、福井菊三郎(三井合名常務理事)、志村源太郎、池田成彬(三井合名常務理事)、大橋新太郎(博文館社長)からなっていた。財閥資本家実業団体のトップを集めている。池井優他編『浜口雄幸日記・随想録』一九九一年 一七六、二八一頁。
- (136) 本稿(一)で略述。
- (137) 前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一六八—一七四頁による。
- (138) 前掲川東『戦前日本の米価政策史研究』一七四頁を一部修正。
- (139) 尚、五九議会では、米穀需給調節特別会計の八千万円増額、三億五千万円への総額拡大を併せて可決した。農業恐慌の深刻化の中で、米価維持のためのその発動を可能ならしめるためである。改正米穀法および特別会計法については、『帝国議会衆議院議事速記録』第五九回議会上昭和五年 一九七頁。
- (140) 農林中央金庫調査部『農林中央金庫史 第一巻』一九五六年 三二〇、三二三、三二五頁。
- (141) 桜井誠『米 その政策と運動 上』一九八九年 八九—九四頁。